

空家サポーター募集!



申・問 市 米原近江地域協働課(米原庁舎) ☎52-6623 📠 52-4539

836

—— 突然ですが、何の数字がわかりますか？

答えは、市内に存在する空家の数です。(平成30年度自治会へのアンケート調査による)

そのうち、約1割に当たる97戸の空家が、みなさんの生活を脅かす可能性がある危険な状態だと分かっています。この危険な空家は年々増加しており、大きな課題となっています。

市では、米原市空家等対策計画を策定し、空家バンク事業に取り組むなど、空家の利活用を進めているところです。

keyword

・米原市空家等対策計画

「空家にしない、させない、ほっとかない」を基本理念として、空家等の適正管理・有効活用のため平成28年3月に策定。

・空家バンク

まだまだ活用できる空家と、移住等を希望する人との縁を結ぶ事業。市では「まいばら空き家対策研究会」と連携し、空家と移住希望者とのマッチングを行っています。

50/836

—— では、この数字は何を表しているでしょうか？

市内に存在する空家836戸のうち、空家バンクに登録されている物件の数です。

常時100人程度が空家への移住を希望しており、その数は年々増加傾向にあります。その一方で、空家バンクに登録がある物件はわずか50戸程度に留まるため、移住希望者へ紹介できる物件が少なく、空家の活用や移住に結びつきにくい現状があります。

空家バンクへの登録が進まない理由は？

空家の所有者は、先祖代々受け継いできた大切な家を手放すことや、誰かに貸すことで地域に迷惑をかけるのでは、といったさまざまな不安により、空家バンク登録への一歩を踏み出せないという背景があります。



そこで…空家サポーターを募集します！

空家は放置するとあっという間に老朽化が進み、危険な状態になってしまいます。しかし、移住希望者の住まいや、活動の場として活用されると、地域活性化の起爆剤となる「宝」へと生まれ変わる可能性を秘めています。市では空家サポーター制度を新たに導入し、地域ぐるみで空家の活用促進に取り組みます。ぜひご応募ください。

主な活動内容

空家所有者への空家バンク登録の働きかけや、移住希望者の相談役

報酬

空家バンク登録成立時などに支給(ただし、自主的なボランティア活動を前提としています)

対象者

制度の趣旨に賛同いただける人

申込方法

申込書を、米原近江地域協働課(米原庁舎)または各庁舎窓口へ提出してください。

任期

なし

申込書は各庁舎窓口に設置するほか、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

＼空家についての相談はこちらへ！／

米原市空家バンク「まいばら空き家対策研究会」

☎・📠 56-1034 長岡1269 営業時間：平日8時30分～17時

ウェブサイトは
こちらから

